

第3期教育振興基本計画についての意見

2017年10月

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会

当協議会は、演劇、音楽、舞踊、演芸そのほか、実演芸術に携わる実演家、スタッフ等の専門団体で構成され、実演芸術をはじめとする文化政策の拡充を求めて、調査研究、提言を続けております。

「IV. 今後の教育政策に関する基本的な方針」(P.18)において、「教育政策の展開にあたっては、スポーツ・文化芸術・科学技術に関する政策や、子供・若者に関する政策、福祉政策、保険・医療政策、労働政策など他分野の制作と連携を図りつつ、国においては関係府省が、地方公共団体においては教育委員会と他の部局が一体となって取組を進めていくことが必要である。同時に、課題の複雑化、困難化等を踏まえ、政府や民間など様々な主体が連携・協働する必要がある。」と述べられています。教育政策と文化政策は密接な関係にあり、共通する点が多々あります。今日、文化政策の観点からも、教育行政をはじめ広範囲の関連分野の諸施策との連携、協働が欠かせないということから、先の通常国会において「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」となり、府省の連携、協働を図るための文化芸術推進会議の設置も規定されるに至っております。

第3期教育振興基本計画の「2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」(P.22)において、「我が国の伝統や文化への深い理解」が追記されたことを歓迎しますが、教育政策と文化政策の重なりは、文化への理解にとどまりません。とりわけ、時間と空間を共有することで体験される実演芸術においては、共に参加することで文化的アイデンティティが育かれ、非言語表現も含んだ総合的なコミュニケーション能力を高めることに資するという特長があります。また、文化芸術への参加は、正解がひとつとは限らない思考、想像力・創造力を養う活動として捉えられ、そのプロセスでの達成感、教科学習とは違ったアプローチで、子供たちの自己肯定感を培います。子供たちや若者が、学校教育の中で、あるいは地域において、実演芸術に触れ、あるいは実演家等による指導を受けられるような環境整備が望まれます。

そのような環境づくりには、「5. 教育政策推進のための基盤を整備する」(P.27)で触れられているように、教員に任せるのではなく、「多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担」が必須と考えます。実演芸術団体は首都圏域に多く拠点を持つことから、それ以外の地域では生の実演芸術に触れにくいという課題がありましたが、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(平成24年法律第49号)の制定以後、そのような偏在を是正するべく、各地の劇場、音楽堂等で地域の拠点として積極的に教育支援を行う動きも広がっています。学芸員が必置の博物館・美術館のみならず、劇場、音楽堂等と教員の連携をさらに進め、教員が文化芸術を教育に生かせるような基盤が求められます。

具体的には、教員養成課程で実演芸術の教育への応用手法についての学習機会を組み込

むと共に教員研修において、劇場音楽堂等や文化芸術団体の専門家と教員が交流、情報交換できる機会を設け、教員と専門家が連携しやすいようにすることが提案されます。

「目標（9） スポーツ・文化棟多様な分野の人材の育成」（P.51）において、「芸術家等の養成、文化芸術振興策の推進」が掲げられていることを評価します。しかし、本文では「新進芸術家に対する国内外での研修機会や成果を権限する機会を提供」とありますが、芸術家は生涯を通して創造活動の充実に向けて研鑽を積むものであり、「新進」に限定する必要はないのではないかと思います。

P.52 でも触れられているように、女性活躍推進は、実演芸術の分野でも重要な課題で、とりわけ実演芸術を支える技術スタッフや実演家の復職やキャリアシフトがしやすい体制づくりは急務です。専門家が生涯を通じて、その専門性を活かして活躍できるよう、生涯学習の一環としてリカレント教育の強化が望まれます。

「目標（13） 障害者の生涯学習の推進」で、障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興で、「障害者が優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示や障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを推進するとともに、バリアフリー字幕や音声ガイド制作支援を行うことにより、映像芸術の普及・振興を図る」とありますが、「映像芸術」に限定するのではなく、「バリアフリー化、字幕や音声ガイド制作支援、情報保障を行うことにより、映像芸術、実演芸術の普及・振興を図る」に修正していただきたいです。